

都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割



第3回 多摩パブリック法律事務所

弁護士法人多摩パブリック法律事務所 西島 正 (30 期)

第3回は、多摩パブリック法律事務所（多摩パブ）からの報告である。私は、2014年7月1日に井上章夫前所長から引き継いで所長になったばかりであるが、これまで、私自身も多摩支部会員として、開設以来、多摩パブの活動を見てきた。今回は、私自身が見てきた多摩パブや前所長から伝え聞いた活動びりを紹介し、少し抽象的ではあるが多摩パブの目指す姿について語りたい。



井上前所長(左)と西島所長(右)

1 多摩パブの活動

多摩パブは、2008年3月の開設から6年余りが経過した。東京にある各パブは、それぞれ主な役割が与えられているが、多摩パブの役割は、一言でいえば「多摩地域のための法的支援者」ともいうべきだろうか。東パブは「法的駆け込み寺」、北パブは「公的刑事弁護の担い手」、渋谷パブは「法曹養成」を主な役割としてきたようだが、多摩パブは、多摩地域における上記3パブの役割すべてを担うものと言える。

まず、「公的刑事弁護」の面では、事務所全員で、累計500件以上の刑事事件を担当し、所員のほとんどが複数の裁判員裁判事件を経験している。また、個別事件の弁護以外でも、支部の刑弁委員会に参加して、多摩地域の公的弁護制度の運営にも取り組む一方、定期的に多摩地域の法科大学院の研究者や学生と、実務上生じる具体的なテーマをめぐって意見交換をする研究会を開催し、支部刑事弁護委員会の主催する裁判員裁判経験交流会の中核を担っている。

また、「法的駆け込み寺」という点では、毎年、多摩地域の30市町村を始めとした自治体・公的機関を訪問し（通称、自治体回り）、不採算事件や困難事件を担う多摩パブの存在をアピールすることで、数多くの事件を担当させていただいた。

そして、「法曹養成」の面でも、地域の法科大学院からエクスターンを積極的に受け入れ、法科大学院からの要請で法律相談クリニックを開催するなどしてきた。

加えて、新人から入所した2名の所員が、退所した後も、多摩地域に留まって弁護士活動を続けており、地域の法曹を養成するという役割も果たしている。

これまでの多摩パブとしての活動の大きな特長は、以上のとおりである。

2 多摩パブの理想

所員は須らく、「多摩パブの役割を果たそう!」というような構えを持ってこうした活動に携わっているわけではなく、地域の弁護士が行う当然のものと考え、肩の力を抜いて自然体で取り組んでいる。

これまでの6年余りの間、多摩パブは、対外的にも、この活動の土台を作るために、多摩パブの存在をアピールする努力を続けてきた。自治体回りなどによって、地域の中で、多摩パブの認知度が上がって、土台はできつつあるが、未だ十分とはいえない。土台作りのための活動は、これからも地道に続けていきたい。ただ、私たちにとっては、最終的に、多摩パブが地域に溶け込み、当たり前前の存在となることが理想であり、それが肩の力の抜けた所員の感覚にも合うと思う。

そして、多摩パブだけでなく、弁護士という職業自体が地域に溶け込んだ存在になることこそが究極の理想である。そのためには、多摩パブは、地域の弁護士とともに歩むとともに、常に「地域住民のため」という目線で活動し、この先の課題に立ち向かっていきたい。